



## ブロック塀などの除去や除去後の改修を補助します

地震発生時の人身事故の防止と避難経路の確保を目的に、危険なブロック塀などの除去や改修などをする所有者に費用の一部を補助します。予算がなくなり次第終了します。

補助対象となるブロック塀など（次の全てに当てはまるもの）

- ① ブロック塀、石積塀、レンガ塀などであること
- ② 道路に面するもの
- ③ 道路からの高さが 80cm 以上のもの
- ④ 高さが 60cm 以上のもの
- ⑤ 危険なブロック塀などとして市が判定するもの

※ブロック塀点検のチェックポイントは市ホームページに掲載しています。

▶市ホームページ

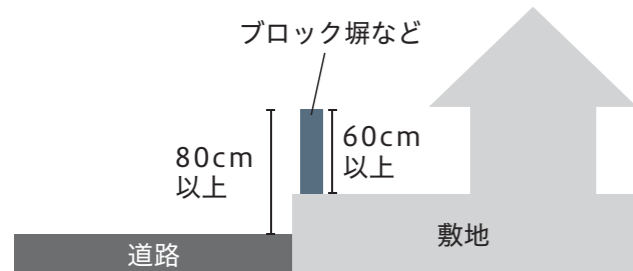


補助対象となる工事

- ブロック塀などの除去工事と改修工事
- 道路からの高さを 40cm 以下にする工事

除去	
補助率	ブロック塀などの除去工事にかかった費用の 3 分の 2 以内
上限額	除去するブロック塀などの長さに 12,000 円 / 延べ乗じた額が限度額 20 万円のどちらか低い方の額

改修	
補助率	フェンスなどの改修工事にかかった費用の 3 分の 2 以内
上限額	改修するフェンスなどの長さに 15,000 円 / 延べ乗じた額が限度額 20 万円のどちらか低い方の額



あなたの家は地震が発生しても大丈夫ですか？

## 戸建木造住宅の耐震改修工事などを補助します

今後の大地震に備え、安心して住み続けられるように、戸建木造住宅の耐震診断や耐震改修設計、改修工事などを行う人に費用の一部を補助します。予算がなくなり次第終了します。

補助対象条件 次の全てに当てはまるもの ※耐震診断は条件①②のみ

- ①昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した戸建木造住宅
- ②在来軸組工法、枠組壁工法や伝統的構法で建築された地上階数が 3 以下の住宅
- ③耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅（上部構造評点 1.0 未満）

	工事内容	補助率	上限額
	耐震診断	診断費の 3 分の 2 以内	68,000 円
耐震改修 建て替え	耐震改修設計	設計費の 3 分の 2 以内	20 万円
	耐震改修工事	工事費の 2 分の 1 以内	60 万円
	耐震改修設計 + 改修工事	設計費と工事費の 5 分の 4 以内	100 万円
	建て替え工事	工事費の 23% 以内	60 万円
	建て替え設計 + 建て替え工事	設計費と工事費の 5 分の 4 以内	100 万円
	耐震シェルター工事	工事費の 2 分の 1 以内	20 万円

問合せ 市住宅政策課建築係 (☎22-2111 内線2236)

## 国民健康保険の届け出はお済みですか？

加入中の健康保険が変更になったときは14日以内に、市市民課国保年金係（市役所1階2番窓口）に届け出をお願いします。※手続きには、マイナンバーが分かるもの、本人確認書類（免許証など）と、次の表に記載された各種必要書類、印鑑を持てきてください。代理人申請の場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

国保に加入するとき
①職場の健康保険をやめたとき
②職場の健康保険の被扶養者から外れたとき
③ほかの市町村から転入したとき
④出産したとき
⑤外国籍の人が国保に加入するとき

必要なもの
①喪失証明書
②被扶養者ではなくなった証明書
③転出証明書
④医療機関の請求書と領収証、出産費用の明細書、母子健康手帳、出産者の通帳
⑤在留カード

**加入の届け出が遅れると** 加入しなければならない日にさかのぼって国保に加入するため、納税の義務もさかのぼって発生します。また、保険証がない間の医療費は全額自己負担になる場合があります。

※修学のため市外に転出する場合は、「学生証」か「在学証明書」、「合格通知書」の写しが必要です。  
※児童福祉施設など市外の施設に入所する場合は、「施設入所証明書」が必要です。  
※マイナンバーカードの健康保険証利用登録が済んでいる場合でも、加入している健康保険が変わったら届け出が必要です。

問合せ 市市民課国保年金係 (☎22-2111 内線1022)

国保を脱退するとき
①職場の健康保険に加入したとき
②家族の健康保険の被扶養者になったとき
③ほかの市町村に転出するとき
④被保険者が死亡したとき
⑤外国籍の人が国保をやめるとき

必要なもの
①国保と職場の健康保険の両方の保険証
②国保と職場の健康保険の両方の保険証
③保険証
④亡くなられた人の保険証、喪主の通帳
⑤在留カード、保険証

**脱退の届け出が遅れると** 国保税が課税されたままになります。資格がない保険証で病院を受診したときは、国保が負担した医療費を返していただきます。



**子どもがでなくなる手術を受けた人へ**

旧優生保護法による優生手術（子どもがでなくなる手術）などを受けた人に 320 万円をお支払いします。

**対象者** 昭和 23 年 9 月 11 日（平成 8 年 9 月 25 日）の間に優生手術を受けた人や子どもがでなくなるように放射線の照射を受けた人

**請求期限** 4 月 23 日（火）

**問合せ** こども家庭庁 旧優生保護法一時金相談窓口 (☎03・3595・2575) 午前 10 時～午後 6 時 ※土・日曜、祝日を除く

**春の全国交通安全運動**

ドライバーはスピードを出し過ぎず、歩行者を優先させる思いやりのある運転を心がけましょう。また、横断歩道に歩行者などの横断者がある場合は、必ず止まりましょう。

**期間** 4 月 6 日（土）～15 日（月）

「交通事故死ゼロを目指す日」4 月 10 日（水）

①こどもが安全に通行できる

**Dカフェ青い鳥 5月の案内**

認知症カフェ「Dカフェ青い鳥」は、認知症の人やそのご家族、地域住民、認知症に関心のある人など誰でも気軽に集い、交流や情報共有ができる憩いの場です。お茶やコーヒーを用意しています。気軽に参加ください。

**期日** 5月8日(水)

**時間** 午前11時～午後2時

**場所** 二条橋いこいの家(上青井町181番地)

**参加費** 1人100円

**問合せ** Dカフェ青い鳥 (☎22-3493)

道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践

②歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

③自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

**問合せ** 市地域コミュニティ課自治支援係

▲熊本県警察シンボルマスコット「ゆっぴー」